

第 107 回プリオン専門調査会
「I. 背景及び評価に向けた経緯 (案)」

1 I. 背景及び評価に向けた経緯

2 1. はじめに

3 1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状
4 脳症 (BSE) が発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE
5 の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、日本国内において初の
6 BSE の発生が確認された。こうしたことを受けて、日本では 1996 年に反す
7 う動物の組織を用いた飼料原料について反すう動物への給与を制限する行政
8 指導を行い、2001 年 10 月に全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料へ
9 の使用を禁止するなど、これまで、国内措置及び国境措置から成る各般の BSE
10 対策を講じてきた。

11 食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、
12 「日本における牛海綿状脳症 (BSE) 対策について—中間とりまとめ— (2004
13 年 9 月)」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請
14 を受けて食品健康影響評価を実施し、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE)
15 対策に係る食品健康影響評価 (2005 年 5 月)」及び「米国・カナダの輸出プ
16 ログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来
17 する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価
18 (2005 年 12 月)」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健
19 康影響評価を実施し、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康
20 影響評価 (オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラ
21 グア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、
22 ホンジュラス、ノルウェー：2010 年 2 月から 2012 年 5 月まで)」を取りま
23 とめた。

24 さらに、2011 年 12 月及び 2015 年 12 月に厚生労働省からの要請を受け
25 て、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最
26 新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ、食
27 品健康影響評価を実施し、「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品
28 健康影響評価 (2012 年 10 月及び 2013 年 5 月)」及び「牛海綿状脳症 (BSE)
29 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健康と畜牛の BSE 検査の廃止)
30 (2016 年 8 月)」を取りまとめた。引き続き、厚生労働省からの要請を受け、
31 アイルランド、ポーランド、ブラジル、スウェーデン、ノルウェー、デンマ
32 ーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア及びオーストリアについて、
33 日本に輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価を取りまとめた
34 (2013 年 10 月から 2017 年 1 月まで)。また、厚生労働省からの要請を受け、
35 「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響
36 評価 (2016 年 1 月)」を取りまとめた。

37 今般、厚生労働省から、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び
38 内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請 (諮問) があった。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

2. 諮問の背景

厚生労働省から BSE 対策の見直しに係る評価要請のあった 2011 年 12 月時点において、欧州連合 (EU) からの牛肉等の輸入については、暫定的に禁止措置が講じられてから約 10 年が経過しており、各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえ、現在のリスクの評価が必要とされている。また、日本と同様に BSE 対策を実施している EU では、近年、リスク評価結果に基づき、段階的な対策の見直しが行われている。

このような状況下で、2012 年 10 月には、前述の「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」(別添資料。以下「2012 年 10 月評価書」という。)において、フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限として、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価した。また、特定危険部位 (SRM) の範囲として、頭部 (扁桃を除く。)、脊髓及び脊柱について、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。さらに、アイルランド (2013 年 10 月)、ポーランド (2014 年 4 月)、スウェーデン (2015 年 4 月)、デンマーク (2015 年 7 月)、イタリア (2016 年 1 月) 及びオーストリア (2017 年 1 月) から輸入される牛肉及び牛の内臓についても、フランス及びオランダと同様の評価を行った。

また、2016 年 1 月の「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」(別添資料。以下「2016 年 1 月めん羊評価書」という。)及び 2017 年 1 月の「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」において、上記の EU 8 か国を含む、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を取りまとめた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、「輸入禁止」の場合と「SRM の範囲を、12 か月齢超の頭部 (扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。) 及び脊髓並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRM を除去したものを輸入」とした場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価した。

3. 諮問事項

厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について、輸入条件の設定。 (具体的な諮問内容)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 牛の肉及び内臓について

①月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30 か月齢以下」とした場合のリスクを比較。

②SRM の範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

* 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

③上記①及び②の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記①）を引き上げた場合のリスクを評価。

(2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について

現行の「輸入禁止」から「SRM の範囲を、12 か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRM を除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

4. 本評価の考え方

3. に記載の厚生労働省からの諮問事項を踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行った。

(1) 牛の肉及び内臓について

具体的には、2012 年 10 月評価書と同様に、以下のような考え方に基づいて検討を進め、食品健康影響評価を実施することとした。その概要は図 1 に示すとおりである。なお、アイルランド（2013 年 10 月）、ポーランド（2014 年 4 月）、スウェーデン（2015 年 4 月）、ノルウェー（2015 年 4 月）、デンマーク（2015 年 7 月）、スイス（2015 年 12 月）、リヒテンシュタイン（2015 年 12 月）、イタリア（2016 年 1 月）及びオーストリア（2017 年 1 月）に係る輸入条件の設定に関しても、この考え方に基づいて検討を進め、評価書を取りまとめている。

- これまでの BSE のリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 発生のリスクの順で検討を行う。
- 生体牛のリスクについては、BSE プリオンの感染性及び牛群の感染状

- 1 況について検討を行う。
- 2 • BSE プリオンの感染性については、主に感染実験のデータから、異常
- 3 プリオンたん白質の分布（蓄積部位：中枢神経系、その他の部位）、
- 4 異常プリオンたん白質の蓄積時期（感染実験の用量の影響、感染と発
- 5 症の関連等）等について検討を行う。*
- 6 • 牛群の感染状況については、BSE の発生状況（月齢構成及びサーベイ
- 7 ランスの状況）、侵入リスク（生体牛、肉骨粉等の輸入）、国内安定
- 8 性（飼料規制、SRM の利用実態、レンダリングの状況、交差汚染防止
- 9 対策等）について検討を行う。評価に当たっては、自ら評価で用いた
- 10 手法の適用についても検討を行う。
- 11 • 食肉等のリスクについては、と畜場での管理状況（SRM の除去、ピッ
- 12 シングの状況、と畜場での検査、と畜月齢の分布等）を確認し、SRM
- 13 の範囲及び月齢について検討を行う。
- 14 • 従来の BSE と異なる非定型 BSE について、入手できたデータの範囲
- 15 内で検討を行う。*
- 16 • vCJD については、発生状況、疫学情報等を確認し、日本における BSE
- 17 対策によるリスクの低減等について検討を行う。*

18

19 ただし、上記のうち、*を記した事項については、評価に影響を及ぼす

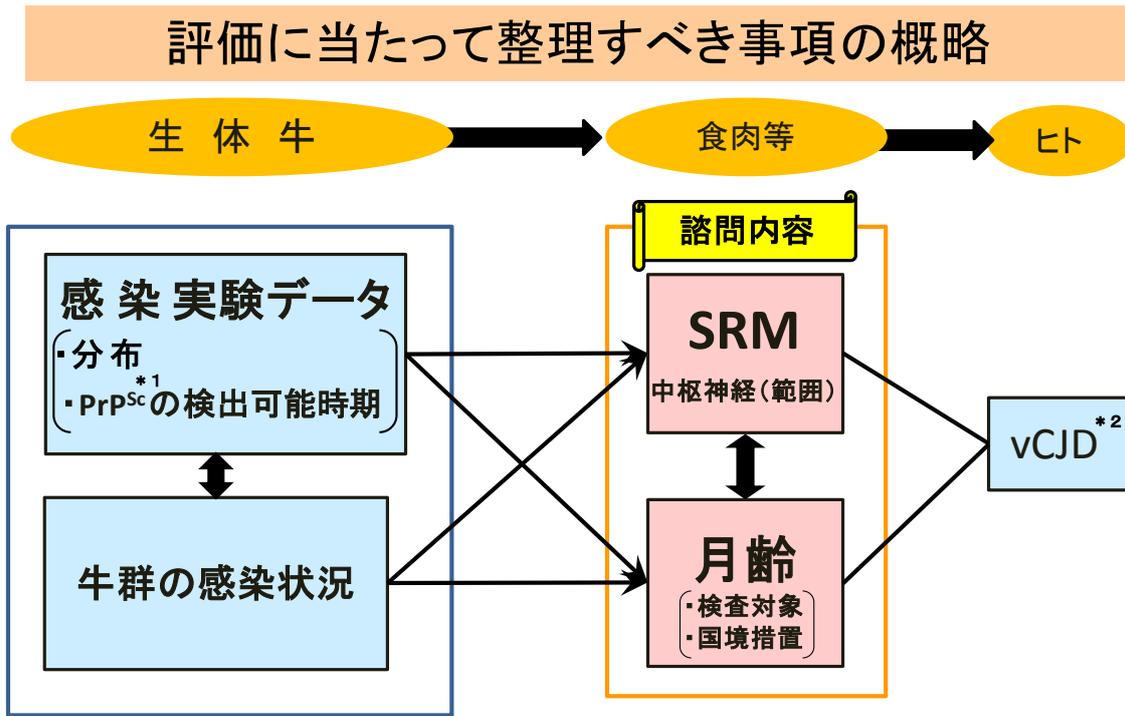
20 ような新たな科学的知見は得られなかったことから、2012 年 10 月評価書

21 及び「牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る食品健康影響評価 (健

22 康と畜牛の BSE 検査の廃止)」(以下「2016 年 8 月評価書」という。)

23 をもって代えることとし、本評価書において再掲しないこととする。

24



* 1 PrP^{Sc}:異常プリオンたん白質

* 2 vCJD:変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

1

2

図1 評価に当たって整理すべき事項の概略

3

以上のような考え方を踏まえ、BSEに関する最新の科学的知見や、BSEの発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、諮問内容のうち、(1)①の輸入月齢制限及び②のSRMの範囲に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えた。

6

7

厚生労働省からの諮問においても、(1)①の輸入月齢制限及び②のSRMの範囲に関する取りまとめを終えた後、③のさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、まず①の輸入月齢制限及び②のSRMの範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

10

11

12

1 (2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について

2 具体的には、2016年1月めん山羊評価書と同様に、①めん羊及び山羊に
3 おける BSE プリオンの感染性、②めん羊及び山羊における BSE の感染状
4 況及び③食肉等のリスクについて検討を進め、食品健康影響評価を実施す
5 ることとした。

6 ただし、①については、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は
7 得られなかったことから、2016年1月めん山羊評価書をもって代えること
8 とし、本評価書において再掲しないこととする。

9 なお、現時点までに野外で確認されているめん羊及び山羊のプリオン病
10 は、スクレイピー及び BSE であるが、2016年1月めん山羊評価書におい
11 て、食品安全委員会は、現時点では、めん羊及び山羊の肉、内臓等の摂取
12 に由来するスクレイピープリオンによる人の健康への影響は考え難いと判
13 断し、評価対象をめん羊及び山羊における BSE とすることとした。